

改正	昭和26年3月14日	昭和27年6月7日	昭和29年6月24日
	昭和32年7月20日	昭和33年11月1日	昭和35年2月23日
	昭和39年3月31日	昭和41年1月26日	昭和43年3月30日
	昭和44年2月18日	昭和44年7月16日	昭和45年4月1日
	昭和50年2月15日	昭和51年4月1日	昭和52年1月7日
	昭和55年4月23日	昭和58年4月1日	昭和59年1月17日
	平成元年6月12日	平成4年4月1日	平成4年9月8日
	平成5年4月1日	平成7年4月1日	平成8年4月1日
	平成9年4月1日	平成11年4月1日	平成11年4月1日
	平成13年4月1日	平成13年4月1日	平成18年4月1日
	平成18年4月1日	平成19年5月25日	平成20年5月23日
	平成21年1月23日	平成22年3月12日	平成24年3月9日
	平成24年12月21日	平成25年5月24日	平成25年5月24日
	平成26年5月23日	平成26年12月19日	平成27年12月18日
	平成28年7月7日		

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、学校法人工学院大学と称する。

### (事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を東京都新宿区西新宿一丁目24番2号に置く。

第3条 削除

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第4条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に則り、学校教育を行い、豊かな科学的素養を持った人材を育てることを目的とする。

### (設置する学校)

第5条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

#### (1) 工学院大学

大学院 工学研究科

先進工学部

生命化学科

応用化学科

環境化学科

応用物理学科

機械理工学科

工学部

## 第2部

機械工学科

機械システム工学科

情報通信メディア工学科

建築学科

建築学科

建築都市デザイン学科

電気システム工学科

情報通信工学科

応用化学科

環境エネルギー化学科

情報学部

情報通信工学科

コンピュータ科学科

情報デザイン学科

システム数理学科

グローバルエンジニアリング学部

機械創造工学科

建築学部

まちづくり学科

建築学科

建築デザイン学科

(2) 工学院大学附属高等学校 全日制課程

普通科

(3) 工学院大学附属中学校

2 前項各号に掲げる学校の学則は、理事会の決議により定める。

(収益事業)

第6条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

(1) 土地貸付業

(2) 建物貸付業

(3) 駐車場業

第3章 役員及び理事会

(役員)

第7条 この法人に、次の定数の役員を置く。

(1) 理事 6人以上9人以内

(2) 監事 2人

(理事の選任)

第8条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 学長は、その在職中理事となる

(2) 評議員会の決議によって選任される理事は、次の3人とする

ア 第31条第1号に規定する評議員のうちから 1人

イ 同条第2号に規定する評議員のうちから 1人

ウ 同条第3号に規定する評議員のうちから 1人

- (3) 学識者及び教育研究又は組織運営に高い見識や豊富な経験を有する者(以下これらを総称して「有識者」という。)から理事となる者は、次の2人以上5人以内とする
- ア 役員改選時に理事会の決議により選任される者 2人
  - イ 役員改選後発足した理事会が、あらかじめ評議員会の意見を聞いて理事会の決議により追加選任できる者 3人以内

(監事の選任)

第9条 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 監事は、この法人の理事、評議員、教員又は職員を兼ねてはならない。
- 3 法令又はこの寄附行為に定める監事の定数を欠くことになる場合に備え、補欠監事1人を選任することができる。

(役員選出の時期)

第10条 次期役員の選出は、現役員の任期満了前にこれを行わなければならない。

(役員任期)

- 第11条 理事(第8条第1号の規定により理事となる者を除く。この条中以下同じ。)の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち、最終年度の決算及び事業の報告に関する評議員会の終結の時までとする。ただし、欠員補充のために又は他の理事の任期中に選任された理事の任期は、前任者又は現任理事の任期が満了すべき時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち、最終年度の決算及び事業の報告に関する評議員会の終結の時までとする。ただし、欠員補充のために選任された監事(前条第3項に規定する補欠監事を含む)の任期は、前任者の任期が満了すべき時までとする。
  - 3 役員は再任されることができる。
  - 4 この寄附行為で定めた役員の定数を欠いた場合には、任期の満了、辞任又は第13条第3項の規定により退任した役員は、新たに選任された役員(私立学校法第40条の4の規定に従い選任される仮理事を含む。)が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員補充)

第12条 理事又は監事のうち、第7条に定める定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第13条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の決議により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
  - (2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
  - (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
  - (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
  - (5) 第42条第1項第4号の規定により役員の不信任を呈されたとき
- 2 役員は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了
  - (2) 辞任
  - (3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき

3 第8条第1号の規定により就任した理事が、職務上の地位を離れるとき又は同条第2号の規定により、評議員会で選任された理事が、評議員の地位を失ったときは、理事の地位から退く。  
(理事長の選任及び解任)

第14条 理事のうち1人を理事長とし、理事会の決議により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。  
(理事長の職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

第16条 削除  
(理事長の職務の代理)

第17条 理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、理事会において、あらかじめ定めた順序に従い他の理事が、順次理事長の職務を代理し、又はその職務を行う。

2 理事長が欠けたときは、第14条の規定により、すみやかに、選任しなければならない。

第18条 削除  
(理事会)

第19条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事長は、理事会の議長となる。  
(理事会の招集)

第20条 理事会は、理事長が招集する。理事会を招集するには、会期より少なくとも7日前に会議の目的とする事項を示して、各理事及び監事に通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。理事及び監事全員の同意がある場合は、招集手続を省略することができる。

2 理事総数の過半数から、会議にかけるべき事項を示して、理事会招集の請求があった場合には、理事長は、請求のあった日から、14日以内に、理事会を招集しなければならない。

3 理事長が前項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、理事会を招集した理事の中から理事会の決議により定める。

(理事会の成立)

第21条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ決議をすることができない。

2 欠席理事の委任状による代理又は出席は認めない。

(理事会の決議方法)

第22条 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、出席した理事の過半数で決する。

2 理事会の決議事項について直接利害関係を有する理事は、その議事について議決権を行使することはできない。この場合の決議は、決議に加わることのできる理事の過半数で決する。

(議事録)

第23条 理事会の議事については、議事録を作成し、これに出席した理事全員が署名押印しなければならない。

(業務決定の特例)

第24条 次に掲げる事項についての決議は、理事総数の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。

- (1) 校地及び校舎の処分
  - (2) 第58条第1項第1号の規定による解散
  - (3) 第60条第1項の規定による合併
- (業務決定の委任)

第25条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に諮らなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(常務理事の選任及び解任)

第26条 理事のうち若干名を常務理事とする。

2 常務理事は、理事会の意見を聞いて、理事長が選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

(常務理事の職務)

第27条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

(監事の職務)

第28条 監事は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること
- (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること

#### 第4章 学校長

(学校長)

第28条の2 第5条第1項第1号に掲げる学校に学長を置く。

2 同条同項第2号及び第3号に掲げる学校に校長を置く。

(学校長の選任及び任期)

第28条の3 学長及び校長は、理事会が選任する。

2 学長及び校長の任期は3年とする。ただし、欠員補充のために選任された学長及び校長の任期は、前任者の任期が満了すべき時までとする。

#### 第5章 顧問

(顧問)

第29条 この法人に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、評議員会の意見を聞いて、理事会の決議に基づき、理事長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の重要な業務について、理事長の諮問に答える。

## 第6章 評議員会及び評議員

### (評議員会)

第30条 この法人に評議員会を置く。

2 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

### (評議員)

第31条 評議員会は、次に掲げる33人の評議員をもって組織する。ただし、第4号に掲げる者が同号の役職を兼務するときは、評議員の定数は33人から兼務数を減じた数とする。

(1) この法人の専任の教員、職員のうちから 10人

(2) この法人の設置する学校及びその前身である学校の卒業生で年齢満25年以上の者のうちから 10人

(3) 有識者のうちから 10人

(4) この法人の設置する大学の後援会の会長、高等学校のPTAの会長、中学校の保護者の会の会長の3人は、その役職に在任中評議員となる。

### (評議員の選任)

第32条 前条各号(第4号を除く。)の評議員は、評議員会の決議により選任される。

### (評議員選出の時期)

第33条 次期評議員の選出は、現評議員の任期満了前に、これを行わなければならない。

### (評議員の任期)

第34条 評議員(第31条第4号の規定による評議員を除く。)の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち、最終年度の決算及び事業の報告に関する評議員会の終結の時までとする。ただし、欠員補充のために選任された評議員の任期は、前任者の任期が満了すべき時までとする。

2 評議員は再任されることができる。

3 やむを得ない事由により、前条の規定によることができない場合は、評議員はその任期満了の後も、後任者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

### (評議員の補充)

第35条 評議員の欠員が、次に掲げる各号の一に該当するときは、1月以内に補充しなければならない。

(1) 第31条第1号に規定する評議員の欠員 2人以上

(2) 同条第2号に規定する評議員の欠員 2人以上

(3) 同条第3号に規定する評議員の欠員 2人以上

### (評議員の解任及び退任)

第36条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員会の決議により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 評議員の選任根拠となっている地位の喪失

(評議員会の議長及び副議長)

第 37 条 評議員会に、議長及び副議長それぞれ 1 人を置く。

2 前項に規定する議長及び副議長は、評議員会の決議により定める。

3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が、議長の職務を代理し、又はその職務を行う。

4 議長又は副議長が欠けたときは、第 2 項の規定により、すみやかにこれを選任しなければならない。

(評議員会の招集)

第 38 条 評議員会は、理事長が招集する。

2 評議員会を招集するには、会期より 14 日以前に会議の目的とする事項を示して各評議員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合この期間を短縮することができる。

3 理事長は、次に掲げる各号の一に該当するとき、請求のあった日から 20 日以内に評議員会を招集しなければならない。

(1) 評議員総数の 3 分の 1 以上の評議員が会議の目的たる事項を示して、評議員会の招集を理事長に請求したとき

(2) 監事が、第 28 条第 5 号の規定により、評議員会の招集を理事長に請求したとき

(評議員会の成立)

第 39 条 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ決議をすることができない。

2 欠席評議員の委任状による代理又は出席は認めない。

(評議員会の決議方法)

第 40 条 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決する。議長は、評議員として決議に加わることができない。

2 前項の場合、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第 41 条 評議員会の議事については、議事録を作成し、これに議長及び出席した評議員のうち 2 人が署名押印しなければならない。

(決議事項)

第 42 条 次に掲げる事項については、評議員会の決議を経なければならない。

(1) 第 8 条第 2 号の規定による評議員のうちからの理事の選任

(2) 第 9 条第 1 項の規定による監事選任の同意

(3) 第 31 条各号(第 4 号を除く。)の規定による評議員の選任

(4) 評議員会による役員の不信任

(5) 校地及び校舎の処分

(6) 第 58 条第 1 項第 1 号の規定による解散

(7) 第 60 条第 1 項の規定による合併

第 43 条 削除

(諮問事項)

第 44 条 次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、長期借入金
- (2) 事業計画
- (3) 寄附行為の変更
- (4) 収益を目的とする事業に関する重要事項
- (5) 第8条第3号イの規定による有識者のうちからの理事の選任
- (6) 第29条の規定による顧問の委嘱
- (7) 第47条第1項ただし書の規定による財産処分
- (8) 寄附金又は学校債の募集に関する事項

## 第7章 資産及び会計

### (資産)

第45条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

### (資産の区分)

第46条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

### (財産処分の制限)

- 第47条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由のあるときは、あらかじめ評議員会の意見を聞き、理事会の決議を得て、その一部に限り、これを処分することができる。
- 2 処分する基本財産が校地、校舎の場合は、前項ただし書の規定にかかわらず、評議員会の決議及び理事総数の3分の2以上の決議を得なければならない。

### (運用財産たる積立金の管理)

第48条 運用財産のうち積立金は、確実な銀行の預金として理事長が保管する。

- 2 前項の積立金の運用につき、特に必要があるときは、積立金の運用に関する規程に定めるところにより保管することができる。

### (経費の支弁)

第49条 この法人の設置する学校の経営に要する経費は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、学生生徒等納付金、手数料、寄附金、補助金、その他の運用財産をもって支弁する。

### (会計)

第50条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

- 2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計(以下「学校会計」という。)及び収益事業に関する会計(以下「収益事業会計」という。)に分ける。

### (会計年度)

第51条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終るものとする。

(予算及び事業計画)

第52条 予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、あらかじめ評議員会の意見を聞き、理事会の決議を得なければならない。

(決算、財産目録、貸借対照表)

第53条 この法人の収支決算書、財産目録、貸借対照表及び事業報告書は、毎会計年度の終了後2月以内に作成し、監事の意見をそえて、理事会において承認の決議を得なければならない。

2 理事長は、前項の書類を毎会計年度の終了後2月以内に評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 この法人は、第1項の書類及び第28条第3号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

4 決算で、剰余金が出たときは、その一部若しくは全部を運用財産中の積立金に繰入れ、又は次の会計年度に繰越すものとする。

## 第8章 収益事業

(経費の支弁)

第54条 収益を目的とする事業に要する経費は、収益事業用財産から生ずる果実、収益事業収入、寄附金その他をもって支弁する。

(利益金の処分)

第55条 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰入れなければならない。

(積立金の処分)

第56条 収益事業会計の積立金は、理事会の決議に基づきこれを処分することができる。

## 第9章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第57条 この法人の寄附行為を変更するには、あらかじめ評議員会の意見を聞き、理事会の決議を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、あらかじめ評議員会の意見を聞き、理事会の決議を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

## 第10章 解散

(解散)

第58条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

(1) 評議員会の決議及び理事会における理事総数の3分の2以上の決議

(2) 目的たる事業の成功の不能

(3) 合併

(4) 破産手続開始の決定

(5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては、文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては、文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 59 条 この法人が解散した場合(合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議を得て、選定した他の学校法人又は準学校法人に帰属する。

## 第 11 章 合併

(合併)

第 60 条 この法人は、評議員会の決議及び理事総数の 3 分の 2 以上の決議を得なければ、他の学校法人又は準学校法人と合併することができない。

2 前項の合併は、文部科学大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

## 第 12 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 61 条 この法人の公告は、学校法人工学院大学掲示場に掲示して行う。

(細則の制定)

第 62 条 この寄附行為施行についての細則は、理事会の決議により定める。

## 附 則

この法人の組織変更当初の役員は、次の通りとする。

理 桂弁三 野口尚一 厚木勝基 丹羽重光 田中芳雄 湯浅亀一 大柴文雄 手塚龍吉 菊  
事池武一 西勝造

監 牟田易太郎 山田利平  
事

附 則(昭和 26 年 3 月 14 日)

この寄附行為は、昭和 26 年 3 月 14 日から施行する。

附 則(昭和 27 年 6 月 7 日)

この寄附行為の改正は、昭和 27 年 6 月 7 日から施行する。

附 則(昭和 29 年 6 月 24 日)

この寄附行為の改正は、昭和 29 年 6 月 24 日から施行する。

附 則(昭和 32 年 7 月 20 日)

この寄附行為の改正は、昭和 32 年 7 月 20 日から施行する。

附 則(昭和 33 年 11 月 1 日)

この寄附行為の改正は、昭和 33 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 35 年 2 月 23 日)

この寄附行為の改正は、昭和 35 年 2 月 23 日から施行する。

附 則(昭和 39 年 3 月 31 日)

この寄附行為の改正は、昭和 39 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(昭和 41 年 1 月 26 日)

この寄附行為の改正は、昭和41年1月26日から施行する。

附 則(昭和43年3月30日)

この寄附行為の改正は、昭和43年3月30日から施行する。

附 則(昭和44年2月18日)

この寄附行為の改正は、昭和44年2月18日から施行する。

附 則(昭和44年7月16日)

この寄附行為の改正は、昭和44年7月16日から施行する。

附 則(昭和45年4月1日)

この寄附行為の改正は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年2月15日)

この寄附行為の改正は、昭和50年2月15日から施行する。

附 則(昭和51年4月1日)

この寄附行為の改正は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年1月7日)

この寄附行為の改正は、昭和52年1月7日から施行する。

附 則(昭和55年4月23日)

この寄附行為の改正は、昭和55年4月23日から施行する。

附 則(昭和58年4月1日)

この寄附行為の改正は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年1月17日)

この寄附行為の改正は、昭和59年1月17日から施行する。

附 則(平成元年6月12日)

この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日(平成元年6月12日)から施行する。

附 則(平成4年4月1日)

平成3年11月14日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成4年9月8日)

この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日(平成4年9月8日)から施行する。

附 則(平成5年4月1日)

1 平成4年12月21日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成5年4月1日から施行する。

- 2 工学院大学工学部第1部工業化学科は、改正後の寄附行為第5条第1号の規定にかかわらず、平成5年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(平成7年4月1日)

- 1 平成6年12月1日文科大臣認可のこの寄附行為は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 工学院大学工学部第1部生産機械工学科は、改正後の寄附行為第5条第1号の規定にかかわらず、平成7年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(平成8年4月1日)

平成7年4月20日文科大臣認可のこの寄附行為は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年4月1日)

- 1 平成9年2月18日文科大臣認可のこの寄附行為は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 工学院大学第1部化学工学科は、改正後の寄附行為第5条第1号の規定にかかわらず、平成9年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(平成11年4月1日)

平成10年12月22日文科大臣認可のこの寄附行為は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年4月1日)

平成11年3月23日文科大臣認可のこの寄附行為は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13年4月1日)

平成12年7月28日文科大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年4月1日)

- 1 平成12年12月21日文科大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 工学院大学工学部第2部機械工学科、工業化学科及び電気工学科は、改正後の寄附行為第5条第1号の規定にかかわらず、平成13年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(平成18年4月1日)

この寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

(工学院大学工学部第2部電気電子情報工学科の存続に関する経過措置)

工学院大学工学部第2部電気電子情報工学科は、改正後の寄附行為第5条第1号の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(平成18年4月1日)

平成 18 年 2 月 24 日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(この法人の設置する専門学校の後援会の会長に関する経過措置)

この法人の設置する専門学校の後援会の会長は、改正後の寄附行為第 31 条第 4 号の規定にかかわらず存しなくなるまでの間、評議員とする。

附 則(平成 19 年 5 月 25 日)

平成 19 年 9 月 3 日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 5 月 23 日)

この寄附行為は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 1 月 23 日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成 21 年 4 月 23 日)から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 12 日)

この寄附行為は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 9 日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成 24 年 5 月 11 日)から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 21 日)

この寄附行為は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 5 月 24 日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成 25 年 8 月 8 日)から施行する。

附 則(平成 26 年 12 月 19 日)

この寄附行為は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(工学院大学工学部第 1 部の存続に関する経過措置)

工学院大学工学部第 1 部は、改正後の寄附行為第 5 条第 1 号の規定にかかわらず平成 27 年 3 月 31 日に当該学部にて在学する者が当該学部にて在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(平成 27 年 12 月 18 日)

この寄附行為は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 7 月 7 日)

- 1 平成 28 年 11 月 11 日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。  
(寄附行為変更における経過措置)
- 2 施行日において理事(変更後の寄附行為第 8 条第 1 号に規定する理事を除く。)である者は、平成 29 年 3 月に終了する会計年度の決算及び事業の報告に関する評議員会の終結の時まで、その任期及び職務を継続する。
- 3 施行日において学長及び校長である者の任期は、平成 30 年 3 月 31 日までとする。

- 4 変更後の寄附行為に基づく理事の定数は、第 2 項に規定する評議員会の終結の時から適用する。
- 5 施行日において監事である者は、平成 30 年 3 月に終了する会計年度の決算及び事業の報告に関する評議員会の終結の時まで、その任期及び職務を継続する。
- 6 変更後の寄附行為に基づく監事の定数は、前項に規定する評議員会の終結の時から適用する。
- 7 施行日において評議員(変更後の寄附行為第 31 条第 4 号に規定する評議員を除く。)である者は、平成 29 年 3 月に終了する会計年度の決算及び事業の報告に関する評議員会の終結の時まで、その任期及び職務を継続する。
- 8 変更後の寄附行為に基づく評議員の定数は、前項に規定する評議員会の終結の時から適用する。